

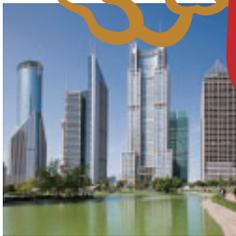


りそな中国A株50ファンド 追加型投信/海外/株式

愛称 **双喜** (そうき)



双喜



RESONA CHINA EQUITY A50 FUND



投資信託説明書 (目論見書) 2010年10月

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

りそな中国A株50ファンド

愛称 **双喜** (そうき)

追加型投信 / 海外 / 株式

投資信託説明書（交付目論見書） 2010年10月

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな中国A株50ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年1月8日に関東財務局長に提出し、平成22年1月24日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年10月1日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書）は、販売会社にご請求いただくことにより、当該販売会社を通じて交付されます。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
4. 「りそな中国A株50ファンド」の基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。**したがって、**当ファンドは元金が保証されているものではありません。**
5. 「りそな中国A株50ファンド」は、主に外国株式に投資する投資信託証券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組み入れた株式の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、当該投資信託証券が組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

<投資信託の特徴>

- 投資信託は預金保険の保護の対象とはなりません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本を保証するものではありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこととなります。
- 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は元本及び利息の保証はありません。
- 登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

有価証券届出書提出日	: 平成22年1月8日
訂正届出書提出日	: 平成22年10月1日
発行者名	: 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 数間 浩喜
本店の所在の場所	: 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
届出の対象とした募集（売出）内	: りそな中国A株50ファンド
国投資信託受益証券に係るファンドの名称	
届出の対象とした募集（売出）内	: 当初申込期間 募集額 200億円を上限とします。
国投資信託受益証券の金額	: 継続申込期間 募集額 3,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

■当ファンドに関する情報提供窓口

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

お電話によるお問合わせ先 03-5290-3519 営業部(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に投資信託証券を通じて外国株式を投資対象とします。当該投資信託証券が組み入れた株式の値下がりや、それらの発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当該投資信託証券は外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式投資のリスク(価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク)」や「外国証券投資のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」等があります。

詳しくは本投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの主なリスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にてご確認ください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託報酬

ファンドの純資産総額に対して年率 1.2180% (税抜 1.16%) を乗じて得た額とします。

[実質的な信託報酬率(概算値)]

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券(FORTIS FLEXI Equity China “A”)の信託報酬等(年率 1.345%)を含めた、当ファンドの受益者が実質的に負担する信託報酬率は 1.8905%程度(税込・年率) になります。

- 1 実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて上記投資信託証券を概ね 50%程度組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。
- 2 詳しくは、本投資信託説明書(交付目論見書)「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金 (3)信託報酬等」をご覧ください。

監査報酬

純資産総額に定率(年 0.004725%(税抜 0.0045%))を乗じて得た金額とします。但し、実際の費用額(年間 26.25万円(税抜 25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

その他の費用(*)

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・売買委託手数料に対する消費税等相当額
- ・コール取引等に要する費用
- ・外国における資産の保管等に要する費用
- ・信託財産に関する租税
- ・受託会社の立替えた立替金の利息 等

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは本投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金」をご覧ください。

目 次

頁

ファンドの概要

ファンドの概要	
ファンドの特色	
ファンドの主なリスク	
ご投資の手引き	
費用と税金	
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1．ファンドの性格	4
2．投資方針	8
3．投資リスク	13
4．手数料等及び税金	13
5．運用状況	16
6．手続等の概要	17
7．管理及び運営の概要	19
第2 財務ハイライト情報	23
1．貸借対照表	23
2．損益及び剰余金計算書	23
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	24
第4 ファンドの詳細情報の項目	25

りそな中国A株50ファンド 信託約款

用語集

ファンドの概要

ファンド名	りそな中国A株50ファンド（愛称：双喜（そうき））
商品分類	追加型投信／海外／株式
属性区分	その他資産（投資信託証券（株式 一般））／年2回／アジア／ファンド・オブ・ファンズ／為替ヘッジなし
ファンドの目的	信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。
信託設定日	平成22年2月24日
信託期間	平成32年2月24日まで
主な投資対象	中国本土、香港、台湾の企業の株式に投資する「FORTIS FLEXI III Equity China “A”」および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」を主要投資対象とします。
運用方針	<p>①主として「FORTIS FLEXI III Equity China “A”」および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。</p> <p>②各投資信託証券の組入比率は、通常時において下記の資産配分比率を基準とします。</p> <p>「FORTIS FLEXI III Equity China “A”」……………概ね50%程度 「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」…概ね50%程度</p> <p>なお、主要投資対象とする投資信託証券の組入や売却に時間がかかる場合等には、基準とする資産配分比率から大きく乖離することがあります。</p> <p>また、資産配分比率は、今後の市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行う場合があります。</p> <p>③ 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。</p> <p>④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 株式及び外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ デリバティブの直接利用は行いません。</p> <p>④ 株式への直接投資は行いません。</p> <p>⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p>
主な価額変動リスク	株価の変動等によって、当ファンドが投資する株式等の価格は変動します。また、投資する株式の発行体の信用リスクも負います。また、外貨建資産に投資しますので為替変動リスクもあります。したがって基準価額が下落することもあり、元金は保証されていません。
決算日	年2回（原則、2月、8月の各23日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）
収益分配	<p>毎決算日に、委託会社が経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の中から基準価額水準、市場動向等を勘案して分配します。</p> <p>※ ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p>

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

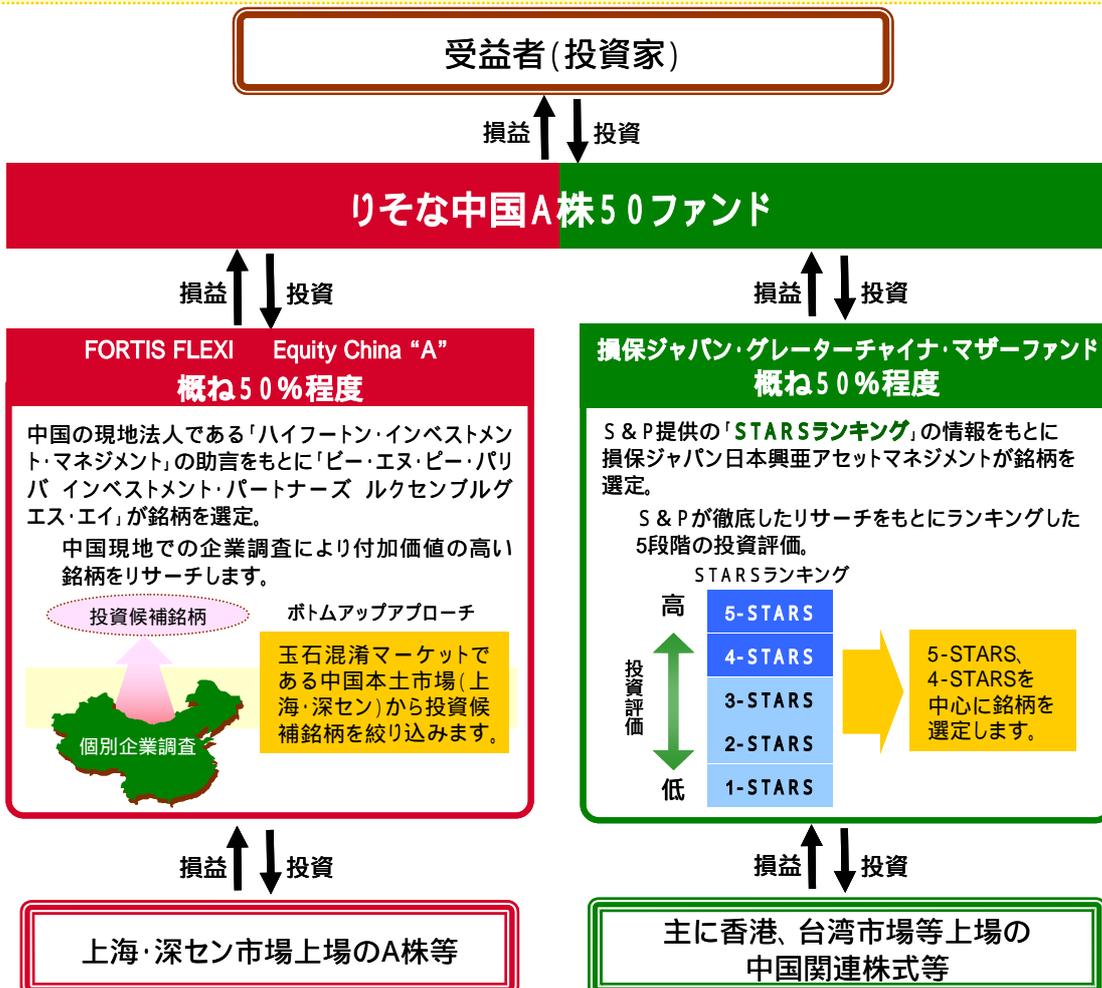
ファンドの概要

お申込受付	<p>当初申込期間：平成22年1月25日から平成22年2月23日まで 販売会社の営業時間内に、申込みいただくことができます。</p> <p>継続申込期間：平成22年2月24日から平成23年5月20日まで 毎営業日お申込みができます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、取得の申込みを受付けないものとします。</p>
お申込価額	<p>当初申込期間：1口当たり1円とします。</p> <p>継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は日々変動します。</p>
お申込単位	<p>販売会社が定める単位とします。</p> <p>※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
お申込手数料	<p>販売会社がそれぞれ定める手数料率とします。ただし、3.675%（税抜3.5%）を上限とします。</p> <p>※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.2180%（税抜1.16%）です。</p>
ご換金	<p>お申込みの販売会社で、毎営業日ご換金の請求ができます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>ご換金代金の受取りは、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目からとなります。</p>
信託財産留保額	<p>信託財産留保額はありません。</p>

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

ファンドの特色

- 1** 当ファンドは、主として「FORTIS FLEXI Equity China“A”」および「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」に概ね各50%程度投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 「FORTIS FLEXI Equity China“A”」は、中国の取引所に上場する人民元建株式(A株)等に投資する投資信託証券です。
 - 「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」は、主に中国、香港、台湾で事業展開する企業の株式等に投資する投資信託証券です。
 - 実質組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドが主要投資対象とする「FORTIS FLEXI Equity China“A”」の売買は原則として週1回となること等から、当ファンドへの追加設定、解約、組入れ投資信託証券の時価の変動等に対応したリバランス等によるポートフォリオの構築に時間がかかること等があり、基準とする資産配分比率から、大きく乖離することがあります。
- また、資産配分比率は、今後の市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行う場合があります。
- 2** 「FORTIS FLEXI Equity China“A”」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの助言を受けて、ピー・エヌ・ビー・パリバ インベストメント・パートナーズ ルクセンブルグ エス・エイが行います。「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」の運用は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが行います。



Standard & Poor's™, "S&P"および"STARS"はStandard & Poor's Financial Services LLCの登録商標であり、本投資信託の運用会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社にその使用権に関するライセンスを提供しています。スタンダード&プアーズおよびその関連会社は本投資信託に対して、資本提供、資産運用、販売や推奨などを行っていません。また、スタンダード&プアーズは本投資信託への投資の妥当性について助言・推奨するものではありません。

ピー・エヌ・ビー・パリバ インベストメント・パートナーズ

- フランスを拠点としてグローバルに事業展開するBNPパリバ グループの資産運用部門として、「FORTIS FLEXI Equity China“A”」の運用を担当。
- 45カ国に拠点を有し、約4,000名のスタッフを配置。
- ピー・エヌ・ビー・パリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高: 5,330億ユーロ。(約57兆円:2010年6月末現在)

スタンダード&プアーズ(S&P)

スタンダード&プアーズは、マグローヒル・カンパニーの子会社であり世界の金融市場に対して独立した立場から、信用格付け、株価指数、リスク評価、株式リサーチ、データなどを提供しています。世界の主要都市にオフィスを構え、投資や金融取引の意思決定に不可欠な情報である独立したベンチマークの提供者として、150年以上にわたる実績を有しています。

ハイフートン・インベストメント・マネジメント

- 中国大手の証券会社「ハイトン証券」とグローバルに展開する運用会社の持株会社「ピー・エヌ・ビー・パリバ インベストメント・パートナーズ・ピー・イー・ホールディング(旧フォルティス・インベストメンツ)」との合併運用会社。
- 2003年4月に設立。中国で初の外資系合併の資産運用会社。
- 上海拠点。資産運用残高約1兆円。(2010年3月末現在)
- 2004年QFII向けファンドの運用開始。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社・助言会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドは値動きのある証券に投資をしますので基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

株式投資のリスク

当ファンドでは、投資信託証券を通じて株式を保有します。株式投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

「価格変動リスク」とは、株式の価格が、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります、中小型株は大型株に比べ価格変動性が高いことが多いといえます。

「信用リスク」とは、株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により、当該発行者の株式の価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）

「流動性リスク」とは、市況等や株式の発行者の財務状態等の影響による株式の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で株式を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。株式の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります、中小型株は、大型株に比べ流動性に欠けることが多いといえます。

外国証券投資のリスク

外国証券への投資は、国内投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。例えば、投資対象国・地域の政治・経済情勢の変化、外国為替・外国投資規制、税制の変更、日本と異なる法律制度等があります。

また、金融危機的状況の発生、休日制度や取引慣行の変更等により、売却代金の受け渡しに遅延等が発生した場合等は、当ファンドのポートフォリオの流動性が損なわれ、当ファンドの解約代金の支払い等に影響を与える可能性もあります。

なお、外国証券への投資は、売買コストや証券保管のためのカストディーコスト等が余計にかかるため、国内の証券への投資よりも高コストになる場合もあります。

為替変動リスク

当ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。

なお、当ファンドでは実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの主なリスク

カントリーリスク

当ファンドは投資信託証券を通じて、中国の株式を主要投資対象とするため、中国の政治・経済、税制、取引制度・慣行や社会情勢および中国を取り巻く国際情勢の変化等により、混乱が生じた場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。一般的に主要先進国以外の国の証券市場は、主要先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いため、価格の変動性が大きくなる可能性があります。また、主要先進国の経済と比べて、当該国の経済は脆弱である可能性があるため、政治不安、周辺諸国との関係の悪化、インフレ・国際収支・外貨準備高等の経済指標の変化等が為替市場や証券市場に与える影響は、主要先進国以上に大きくなる可能性があります。したがって、主要先進国市場に投資する場合と比べ、政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株式の価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

中国証券市場の制度等に関するリスク

中国の証券市場及び証券投資に関する制度には、様々な制限等があります。これらの制限等は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)及び国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行われます。また制度等の枠組みを構成する関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。QFII(適格外国機関投資家)の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、明らかではなく、将来、税制が変更される可能性があります。

また、国家外貨管理局の裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由として、海外への送金規制(または海外からの投資規制)等が行われた場合には、換金が行えない可能性があります。

コール・ローン等の相手先に関するリスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社(販売会社の取次会社を含みます。)とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

ファンドの主なリスク

運用に関わる留意点

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

ファンドの主なリスク

⑤投資対象資産の組入割合に関わる留意点

当ファンドにおいて短期間に大量の追加設定や解約が発生した場合、市況の急激な変動が予想される場合、分配金あるいは償還金の準備をする必要がある場合又は、信託財産の規模によっては、投資対象資産の組入割合が低下する場合があります。

なお、設定当初のポートフォリオ構築に時間がかかること、主要投資対象の1つである「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」での投資対象国における口座開設までに時間を要すること、「FORTIS FLEXI III Equity China “A”」の売買は原則として週1回となること等から、当ファンドへの追加設定、解約、組入れ投資信託証券の時価の変動等に対応したリバランス等によるポートフォリオの構築に時間がかかること等により、基準とする資産配分比率から、大きく乖離することがあります。

⑥ご解約に伴う売却価格に関わる留意点

ご解約のお申込みがあった場合、解約資金を手当てするために、投資対象資産を売却する必要が生じる場合があります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げることがあります。また、金融危機的状況等により市場の流動性が著しく低下している場合等にも、当初期待した価格では売却できない場合があり、結果として基準価額が下落する要因となります。

⑦ご解約代金の支払いに関わる留意点

いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

ご投資の手引き

お申込みに関しては・・・

<p>お申込受付</p>	<p>当初申込期間：平成22年1月25日から平成22年2月23日まで 販売会社の営業時間内にお申込みができます。</p> <p>継続申込期間：平成22年2月24日から平成23年5月20日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p> <p>ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、取得の申込みを受付けないものとします。</p> <p>お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。</p> </div>
<p>お申込単位</p>	<p>販売会社が定める単位とします。 ※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
<p>お申込価額</p>	<p>当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は日々変動します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。</p> </div>
<p>お申込手数料</p>	<p>申込手数料率は、販売会社が定める手数料率とします。 ただし、3.675%（税抜3.5%）を上限とします。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

ご投資の手引き

収益分配に関しては…	
収益分配	<p>毎決算日（原則として、2月、8月の各23日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に委託会社が経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の中から基準価額水準、市場動向等を勘案して分配します。</p> <p>※分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p>
支払方法	<p>①一般コース（分配金を受け取るコース） 分配金は税金を差し引いた後、原則として、決算日から起算して5営業日目までに販売会社を通じてお支払いを開始します。</p> <p>②自動けいぞく投資コース（分配金を再投資するコース） 分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。</p> <p>※収益分配時の普通分配金には税金が課せられます。詳しくは本目論見書本文「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。</p>

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

ご投資の手引き

ご換金に関しては…

<p>ご換金受付</p>	<p>お申込みの販売会社で、毎営業日ご換金のお申込みができます。</p> <p>ご換金される場合は、お申込みの販売会社へお申し出ください。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。</p> <p>ご換金のお申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）</p> <p>委託会社は、いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p>※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。</p>
<p>ご換金単位</p>	<p>販売会社が定める単位とします。</p> <p>※ご換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
<p>ご換金方法</p>	<p>解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。</p> <p>※ご換金時には税金が課せられます。詳しくは本目論見書本文「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。</p>
<p>支払開始日</p>	<p>解約請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。</p>
<h2>償還に関しては…</h2>	
<p>信託期間</p>	<p>平成32年2月24日までです。</p> <p>ただし、受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等、信託約款の償還条項に該当した場合、信託を終了させることができます。また、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。</p>

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

ご投資の手引き

運用状況を知るには…

運用報告書	決算（原則として毎年2月、8月の各23日）後、委託会社が「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき「運用報告書」を作成し、販売会社を通じてあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
基準価額	当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社）ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時） または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

費用と税金

お申込みからご換金までの間にご負担いただく費用・税金は次の通りです。

【 お申込み時、収益分配時、ご換金時、償還時に直接ご負担いただく費用・税金 】

時期	項目	費用・税金
お申込み時	申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。
収益分配時	所得税 および 地方税	【個人の受益者】 普通分配金に対し・・・10%（所得税 7%、地方税 3%） 【法人の受益者】 普通分配金に対し・・・7%（所得税 7%のみ）
ご換金時 (解約請求時)	所得税 および 地方税	【個人の受益者】 解約時の譲渡益に対し ……10%（所得税 7%、地方税 3%） 【法人の受益者】 解約価額の個別元本超過額に対し ……7%（所得税 7%のみ）
償還時	所得税 および 地方税	【個人の受益者】 償還時の譲渡益に対し ……10%（所得税 7%、地方税 3%） 【法人の受益者】 償還価額の個別元本超過額に対し ……7%（所得税 7%のみ）

※上記の税率は平成 24 年 1 月 1 日以降は変更となる予定です。詳しくは本目論見書本文「第二部ファンド情報 第 1 ファンドの状況 4. 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

※上記の内容は、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

費用と税金

【 信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金 】

時期	項目	費用・税金			
		委託会社	販売会社	受託会社	合計
毎日	信託報酬	純資産総額に 対して 年率 0.4200% (税抜 0.40%)	純資産総額に 対して 年率 0.7350% (税抜 0.70%)	純資産総額に 対して 年率 0.0630% (税抜 0.06%)	純資産総額に 対して 年率 1.2180% (税抜 1.16%)

- 信託報酬や売買委託手数料等のほか、信託報酬、売買委託手数料等に対する消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等、当ファンドの投資に要する費用を信託財産でご負担いただきます。またファンド資産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社が立替えた立替金の利息はファンドの資産の中から支弁されます。
- 委託会社は、ファンドの監査を行う監査法人に対する監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。
- 税法が改正された場合は、上記内容が変更になることがあります。

(参考) 実質的な信託報酬率 (概算値)

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券 (FORTIS FLEXI III Equity China “A”) の信託報酬等 (年率 1.345%) を含めた、当ファンドの受益者が実質的に負担する信託報酬率は 1.8905%程度 (税込・年率) になります。

※実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて上記投資信託証券を概ね 50%程度組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

☞ 詳しくは、本目論見書の該当ページをご覧ください。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな中国A株50ファンド

ただし、愛称として「双喜(そうき)」という名称を用いることがあります。

(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

格付は取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

当初申込期間 200億円を上限とします。

継続申込期間 3,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれていません。

(4) 発行(売出)価格

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日¹の翌営業日の基準価額²とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

1 日本における委託会社および販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日(香港証券取引所の半日休業日を含みます。)においては、取得の申込みを受付けないものとします。

2 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社(損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))または販売会社(受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。)に問い合わせることによ

り知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込口数を乗じた申込金額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

(6) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(7) 申込期間

当初申込期間 平成22年1月25日から平成22年2月23日までです。

継続申込期間 平成22年2月24日から平成23年5月20日までです。

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 申込取扱場所

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社（ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

(9) 払込期日

当初申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、当初申込期間中にお申込代金を販売会社に支払います。

当初申込期間中に、投資家から申込まれた募集に係る取得申込受付日の発行価額の総額は、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

継続申込期間中に、投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

原則として申込取扱場所と同じです。

(11) 振替機関に関する事項

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) その他

申込証拠金
ありません。

日本以外の地域における発行
ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(1 1)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(1 1)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1. ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、「FORTIS FLEXI Equity China “ A ”」および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金400億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファン ド	あり ()
一般	年2回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州		
債券	年12回	アジア		
一般	(毎月)	オセアニア		
公債	日々	中南米		
社債	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
その他債券 クレジット属性 ()				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします。商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

<当ファンドの属性区分の定義>

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書又は信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

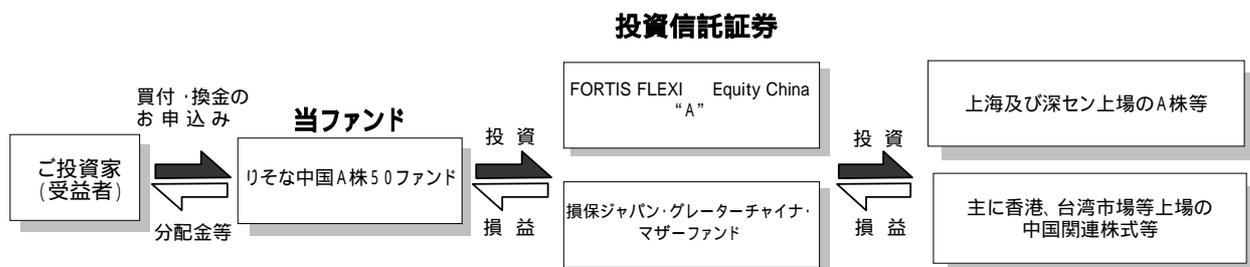
<ファンドの特色>

前記「ファンドの概要 頁 ファンドの特色」をご参照ください。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

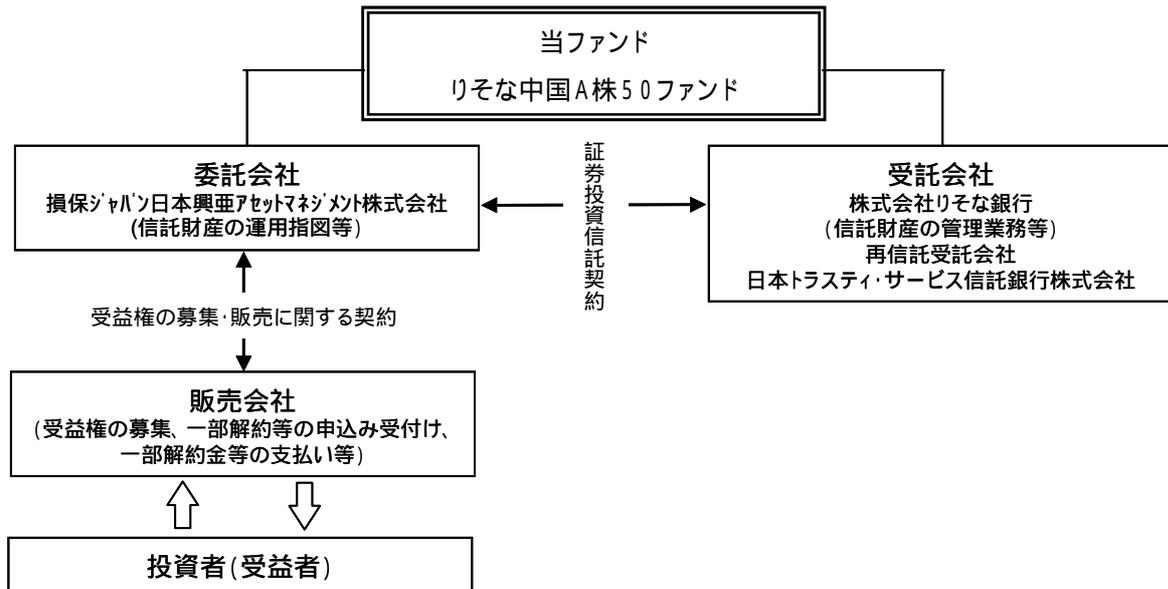
当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



ファンドの関係法人

- () 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。
- () 販売会社
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。
- () 受託会社または受託者：株式会社りそな銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ファンドの関係法人図



委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 (平成22年10月1日現在)

() 委託会社の沿革

- 昭和61年 2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立
- 昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録
- 昭和62年 9月9日 投資一任業務の認可取得
- 平成3年 6月1日 プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
- 平成10年 1月1日 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 平成10年 3月3日 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
- 平成10年 3月31日 証券投資信託委託業の免許取得
- 平成14年 7月1日 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録
- 平成22年 10月1日 ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

() 大株主の状況 (平成22年10月1日現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
NKSJホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリューグループ・インク	米国カリフォルニア州ロサンゼルス市南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合計		24,085	100.0

2. 投資方針

(1) 投資方針

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

b. 運用方針

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- () 主として「FORTIS FLEXI Equity China “A”」および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。
- () 各投資信託証券の組入比率は、通常時において下記の資産配分比率を基準とします。
「FORTIS FLEXI Equity China “A”」……………概ね 50%程度
「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」……………概ね 50%程度
なお、主要投資対象とする投資信託証券の組入や売却に時間がかかる場合等には、基準とする資産配分比率から大きく乖離することがあります。
また、資産配分比率は、今後の市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行う場合があります。
- () 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- () 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して「FORTIS FLEXI Equity China “A”」および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」を選定しました。

(2) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権

証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 FORTIS FLEXI Equity China “A”

親投資信託 損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[主要投資対象の投資信託証券の概要]

ファンド名	FORTIS FLEXI Equity China “A”
形態	ルクセンブルグ籍会社型投信
表示通貨	円建て
運用の基本方針	上海、深セン市場に上場する中国企業へ投資します。投資の一部として、中国国債、中国企業発行の社債に投資することもあります。 個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。
主な投資対象	上海、深セン市場の上場銘柄
主な投資制限	投資先企業の発行済み株式の50%以上は保有しません。 有価証券、短期資産、その他の金融資産の空売りは行いません。 純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 運用者の利益に資するような、投資家利益第一の方針に沿わない取引は行いません。 ワラントへの投資を行います。
投資態度	現在の政治、経済、金融・財政環境を勘案し投資戦略を決定します。 分散投資の原則とリスクの分散を考慮の上で運用を行います。
決算日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対して年1.345%(運用会社報酬 1.100%、管理会社報酬 0.125%、保管銀行報酬 0.120%)
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。
当ファンドでの組入割合	概ね50%程度

投資顧問会社	BNP PARIBAS INVESTMENT PARTNERS LUXEMBOURG S.A. (ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ ルクセンブルグ エス・エイ) ファンドの運用・管理等を行います。
投資助言会社	HFT INVESTMENT MANAGEMENT CO., LTD. (ハイフートン・インベストメント・マネジメント) ファンドの投資運用に対する助言を行います。

ファンド名	損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的に着実な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。
主な投資対象	中国本土、香港及び台湾を含む地域において事業の過半を展開する企業または当該地域から利益の過半を得ている企業の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
投資態度	S & P グレーター・チャイナ・ALL - STARS インデックスに含まれる企業の株式への投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 S & P グレーター・チャイナ・ALL - STARS インデックスは、中国本土、香港及び台湾を含む地域において事業の過半を展開する企業または当該地域から利益の過半を得ている企業で、中国、香港、台湾、シンガポール、米国等に上場している企業の株式で構成されます。 S & P から提供される S & P グレーター・チャイナ・ALL - STARS インデックスの各銘柄の投資推奨ランクに基づき、投資銘柄を選定します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設定日	平成22年2月24日(予定)
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年2月23日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
当ファンドでの組入割合	概ね50%程度
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 運用体制

< 運用体制について >

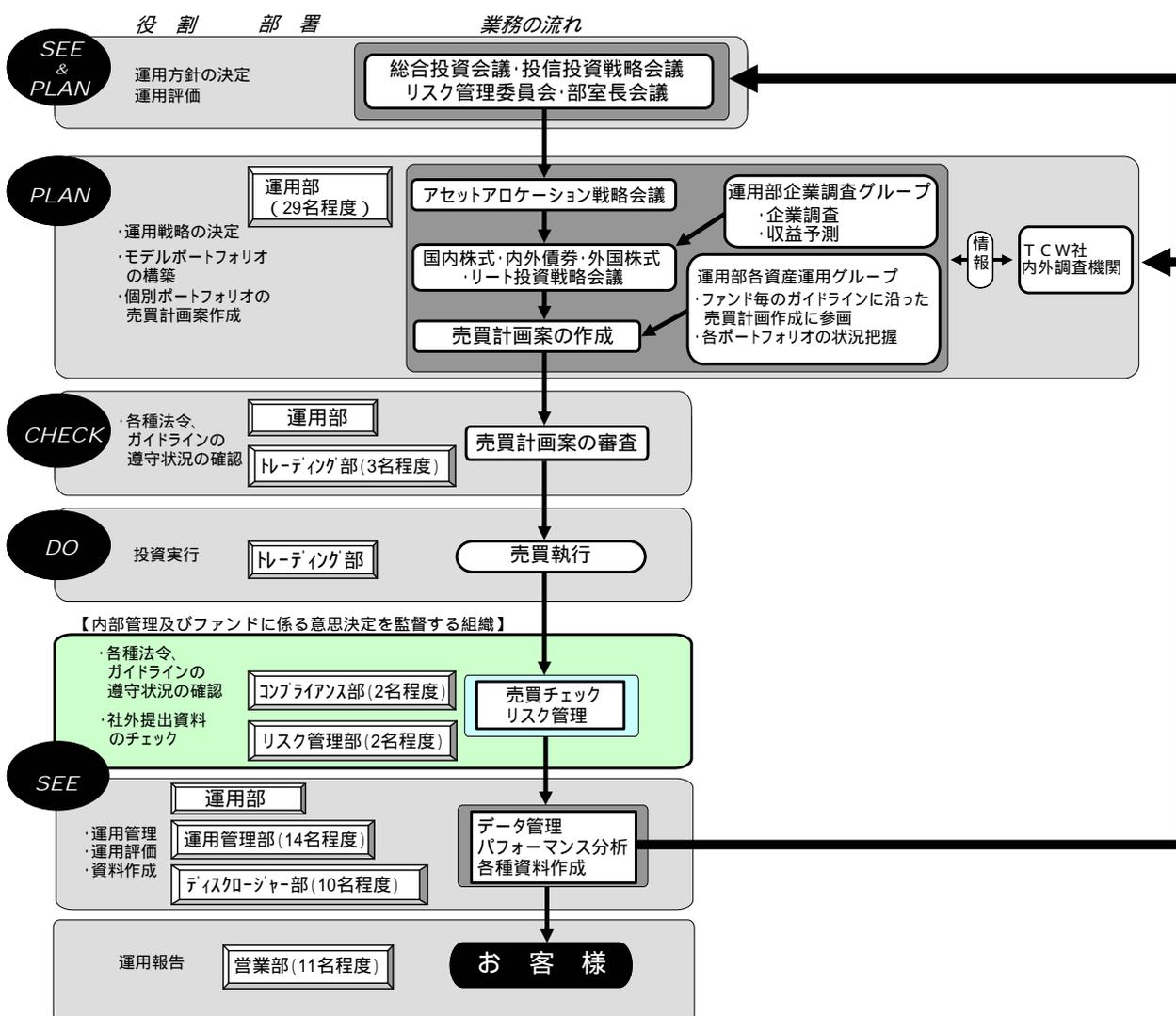
当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選定を含めた投資方針については、運用部の各運用資産グループにおける投資戦略会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、運用部が行っています。

< 社内内規等について >

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

< 委託会社の運用の意思決定プロセス >



(注) 上図は、平成22年10月1日現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 分配方針

毎決算時(原則として2月、8月の各23日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 投資制限

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式及び外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

資金の借入れ

() 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

() 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

() 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

() 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

() 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社

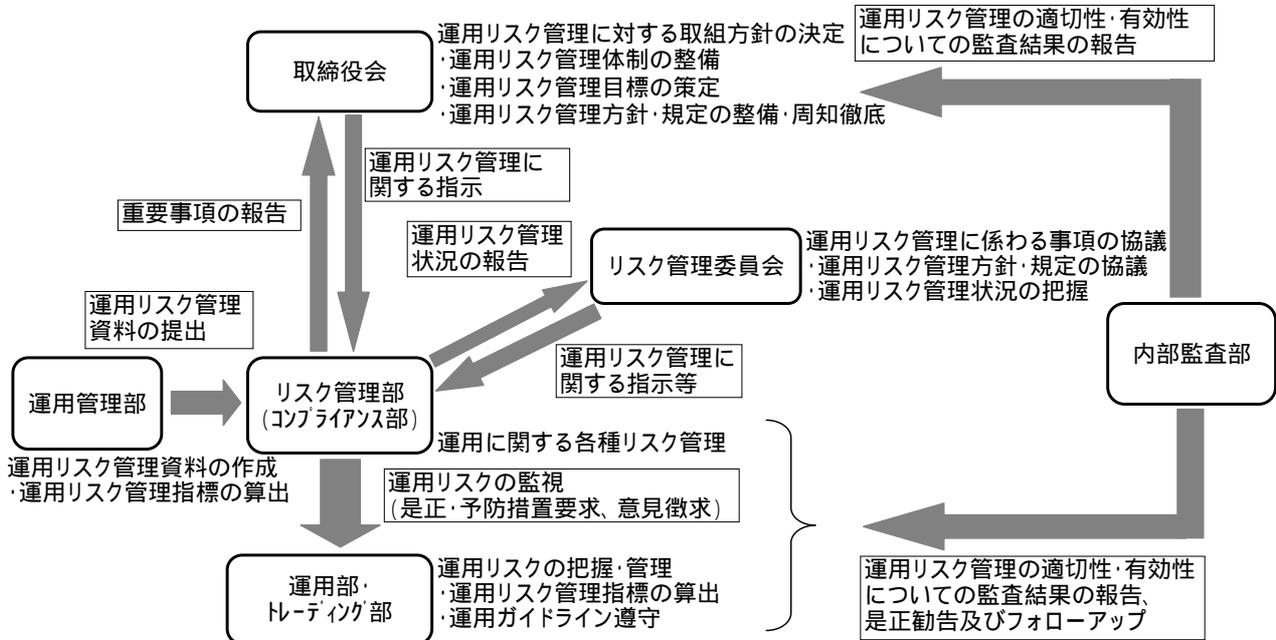
がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

() 前記()()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3. 投資リスク

前記「ファンドの概要 頁 ファンドの主なリスク」をご参照ください。

<当ファンドのリスク管理体制>



(注)上図は、平成 22 年 10 月 1 日現在のものであり、今後変更されることもあります。

4. 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<申込み時に受益者が負担する費用・税金>

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は 1 口当たり 1 円）に申込口数を乗じた申込金額に 3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になる場合があります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。信託財産留保額はありませぬ。

(3) 信託報酬等

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時期	項目		費用・税金		
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率 1.2180%（税抜1.16%）		
		信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社 年率0.4200% （税抜0.40%）	販売会社 年率0.7350% （税抜0.70%）	受託会社 年率0.0630% （税抜0.06%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2180%（税抜1.16%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね1.8905%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称		信託報酬等（年率）		
FORTIS FLEXI Equity China “A”	信託報酬等の総額	1.345%		
	信託報酬等の配分	運用会社報酬 1.10%	管理会社報酬 0.125%	保管銀行報酬 0.12%

上記の信託報酬等は、平成21年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限として、純資産総額に定率(年0.004725%(税抜0.0045%))を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円(税抜25万円)としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

(5) 課税上の取扱い

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得等として課税対象となり、10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は15%(所得税15%)となる予定です。

(注1) 個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

(注2) 収益分配金の課税について

- ・ 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別

分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5 . 運用状況

(1) 投資状況

該当事項はありません。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

該当事項はありません。

6 . 手続等の概要

(1) 申込(販売)手続等

お申込受付	<p>当初申込期間 : 平成22年1月25日から平成22年2月23日まで 販売会社の営業時間内に、申込みいただくことができます。</p> <p>継続申込期間 : 平成22年2月24日から平成23年5月20日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p> <p>毎営業日において、原則としていつでも申込みいただくことができます。 ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日(香港証券取引所の半日休業日を含みます。)においては、取得の申込みを受け付けません。</p> <p>お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)</p> <p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p>委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとし、</p>
お申込単位	販売会社が定める単位とします。 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<p>お申込価額</p>	<p>当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は日々変動します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。</p> </div> <p>当ファンドの基準価額については、 委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社） ホームページ：http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p>
<p>お申込手数料</p>	<p>申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>

(2) 換金（解約）手続等

<p>ご換金受付</p>	<p>毎営業日において、原則としていつでも申込みいただくことができます。 ご換金される場合は、お申込みの販売会社へお申し出ください。</p> <p>ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>ご換金のお申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）</p> <p>ご換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>委託会社は、いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出</p> </div>
---------------------	---

	<p>が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p>信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。</p>
ご換金単位	<p>販売会社が定める単位とします。</p> <p>ご換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
ご換金方法	<p>解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。</p> <p>ご換金時には税金が課せられます。詳しくは前記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。</p>
支払開始日	<p>解約請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。</p>

7. 管理及び運営の概要

資産の評価	<p>基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。</p> <p>基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。</p> <p>なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。</p> <p>基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。</p> <p>委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お電話によるお問い合わせ（委託会社） 電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時） ・委託会社のホームページ http://www.sjnk-am.co.jp/
--------------	--

<p>保管</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>信託期間</p>	<p>平成32年2月24日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることがあります。</p> <p>また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p>
<p>計算期間</p>	<p>原則として毎年2月24日から8月23日および8月24日から翌年2月23日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。</p>
<p>その他 信託契約の解約</p>	<p>() 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>() 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>() 委託会社は、前記()の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>() 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>() 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>() 前記()から()までの規定は、前記()の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。</p>

信託契約に関する監督官庁の命令	<p>() 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> <p>() 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第41条の規定にしたがいます。</p>
委託会社の登録取消等に伴う取扱い	<p>() 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</p> <p>() 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。</p>
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	<p>() 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。</p> <p>() 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	<p>() 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。</p> <p>() 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
信託約款の変更等	<p>() 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 () から () までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p> <p>() 委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p>

<p>運用に係る報告等開示方法</p> <p>公告</p> <p>募集・販売契約の変更</p> <p>信託事務処理の再信託</p>	<p>() 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使わないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>() 前記()の書面決議は議決権を行行使うことができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>() 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>() 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>() 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。</p> <p>委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。</p> <p>委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</p> <p>委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。</p> <p>受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。</p>
<p>受益者の権利等</p> <p>収益分配金に対する請求権</p>	<p>当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。</p> <p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記</p>

償還金に対する請求権	<p>載または記録されます。</p> <p>受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。</p> <p>償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</p>
一部解約の実行請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権について販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。また、受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）</p>
帳簿書類の閲覧・謄写の請求権	<p>受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。</p>
反対者の買取請求権	<p>信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>

第2 財務ハイライト情報

1. 貸借対照表

該当事項はありません。

2. 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は以下のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額 (-)
 - 発行済数量
 - 1 単位当たり純資産額 (/)
- 第5 設定及び解約の実績

[りそな中国A株50ファンド 信託約款]
運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

2. 運用方針

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として「FORTIS FLEXI Equity China “ A ”」および「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

各投資信託証券の組入比率は、通常時において下記の資産配分比率を基準とします。

「FORTIS FLEXI Equity China “ A ”」…………… 概ね 50%程度

「損保ジャパン・グレートチャイナ・マザーファンド」…… 概ね 50%程度

なお、主要投資対象とする投資信託証券の組入や売却に時間がかかる場合等には、基準とする資産配分比率から大きく乖離することがあります。

また、資産配分比率は、今後の市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行う場合があります。

委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式及び外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそな中国A株50ファンド
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第2項および第21条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金5,958,800,572円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金400億円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年2月24日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については5,958,800,572口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約約款（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第1項の規定にかかわらず、ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といいます。以下同じ。）の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．信託財産の保存に係る業務
- 2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月24日から8月23日および8月24日から翌年2月23日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任せません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関への委任】

第36条 委託者の自らの募集にかかる受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1円または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

第1項の規定にかかわらず、ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」)をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対者の買取請求権】

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または第41条第2項に規定する書面に付記します。

【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 22 年 2 月 24 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

付 表

1. 別に定める投資信託証券

約款第12条第8項、第16条第1項、第35条第4項および第38条第6項の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 「FORTIS FLEXI Equity China “A”」

親投資信託 「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」

用語集

委託会社	投信会社・運用会社とも呼ばれています。ファンドの設定、運用、運用報告書や目論見書の作成等を行います。
運用報告書	受益者の皆様に、ファンドの運用状況、設定来の基準価額の推移、運用実績等を説明するための報告書のことをいいます。委託会社が「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、決算時（年2回以上決算があるファンドについては半年に1回）償還時に作成します。
解約価額	ファンドの解約時の価額です。基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額をいいます。
為替ヘッジ	外貨建て資産に投資する場合に、為替予約取引等を用いて、為替変動による影響の低減を図ることをいいます。
基準価額	ファンドの1口当たりの価額を表します。ファンドの純資産総額を、計算日の受益権総口数で割ったものです。便宜上、1万口当りの価額で表示される場合もあります。
自動けいぞく投資	収益分配の際に、税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に全額再投資する方法です。
収益分配金	ファンドの決算の際に、委託会社が、運用の結果あげられた収益等を、保有口数に応じて受益者に支払う金銭のことをいいます。
受益者	受益権を取得した投資家（ファンドの購入者）のことをいいます。
純資産総額	ファンドの資産を時価評価した金額から負債総額を控除した金額をいいます。
償還	ファンドの信託期間が終了することです。信託期間の末日が償還日となります。償還の際には償還金が受益者に支払われます。
信託期間	ファンドが設定されてから、償還を迎えるまでの期間です。
信託財産留保額	途中解約される受益者から、解約時に徴収し信託財産に留保する金額です。受益者間の公平性の確保や、運用の安定性を高めるために設けられた制度で、手数料とは異なります。通常は、基準価額の一定比率で定められています。
信託報酬	ファンドの運用・管理の対価として、信託財産の中から、委託会社・受託会社・販売会社に支払われる報酬のことをいいます。信託報酬は、信託財産から日々自動的に支払われ、基準価額に反映されています。通常は純資産総額の一定率で定められています。

用語集

ポートフォリオ	投資家の保有する投資資産の集合体(複数の資産や銘柄の組み合わせ)や、そうした資産構成を意味します。
目論見書	ファンドの仕組み、ファンド概要、運用方針、投資リスク、申込・換金手続き、手数料等の費用、税金等が記載されています。目論見書には、ファンドを購入する際に、投資家にあらかじめ又は同時に交付しなければならない「交付目論見書」と投資家より請求があった時に交付する「請求目論見書」があります。

りそな中国A株50ファンド
愛称 **双喜** (そうき)

追加型投信 / 海外 / 株式

投資信託説明書（請求目論見書）
2010年10月

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 「リそな中国A株50ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年1月8日に関東財務局長に提出し、平成22年1月24日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年10月1日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 「リそな中国A株50ファンド」の基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、**当ファンドは元金が保証されているものではありません。**
4. 「リそな中国A株50ファンド」は、主に外国株式に投資する投資信託証券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組み入れた株式の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、当該投資信託証券が組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

<投資信託の特徴>

投資信託は預金保険の保護の対象とはなりません。
 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本を保証するものではありません。
 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこととなります。
 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 投資信託は元本及び利息の保証はありません。
 登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

目 次

	頁
第三部 ファンドの詳細情報	1
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1. 申込(販売)手続等	1
2. 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	3
1. 資産管理等の概要	3
2. 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	8
1. 財務諸表	8
2. ファンドの現況	8
第5 設定及び解約の実績	8

当ファンドに関する情報提供窓口

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

お電話によるお問合わせ先 03-5290-3519 営業部(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成22年2月24日 信託契約締結、設定、運用開始

第2 手続等

1. 申込（販売）手続等

(1) 当ファンドの受益権の取得申込みは、当初申込期間（平成22年1月25日から平成22年2月23日まで）は販売会社の営業時間内にお申込みいただくことができます。

継続申込期間（平成22年2月24日から平成23年5月20日まで）は、申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

(3) 当該受益権の申込価額は、当初申込期間（平成22年1月25日から平成22年2月23日まで）は1口当たり1円です。継続申込期間（平成22年2月24日から平成23年5月20日まで）は取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口あたり1円）に申込口数を乗じた申込金額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2. 換金（解約）手続等

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの解約日においてその解約日を含む過去5営業日における解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

第3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額

は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

- ・お電話によるお問い合わせ（委託会社）
電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- ・委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（２）保管

該当事項はありません。

（３）信託期間

平成32年2月24日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月24日から8月23日および8月24日から翌年2月23日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）その他

信託契約の解約

- （ ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、前記（ ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ ）前記（ ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下（ ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知

れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 前記()から()までの規定は、前記()の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第41条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合し

ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 () から () までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- () 委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2. 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金の支払いは委託会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

該当事項はありません。

(2) 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

(3) 注記表

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書

該当事項はありません。

第5 設定及び解約の実績

該当事項はありません。

